

令和6年4月
長崎県警察

放置違反金等の滞納処分に必要な書類の様式に関する規程の一部改正に伴う結果の公示について

1 規程の題名

放置違反金等の滞納処分に必要な書類の様式に関する規程

2 規程の趣旨

この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項に規定する放置違反金等の滞納処分に關し必要な書類の様式を定めるもの

3 意見公募手続を実施しなかつた旨及び理由

今回の規程の改正は、放置違反金の納付場所について、従来、金融機関のみであったところ、コンビニエンスストアが追加されたことから、規程に規定する別記様式の納付場所欄の記載内容を変更したものであり、その他についても形式的な変更であったため、行政手続法第39条第4項第8号の規定に準じて意見公募手続を実施しませんでした。